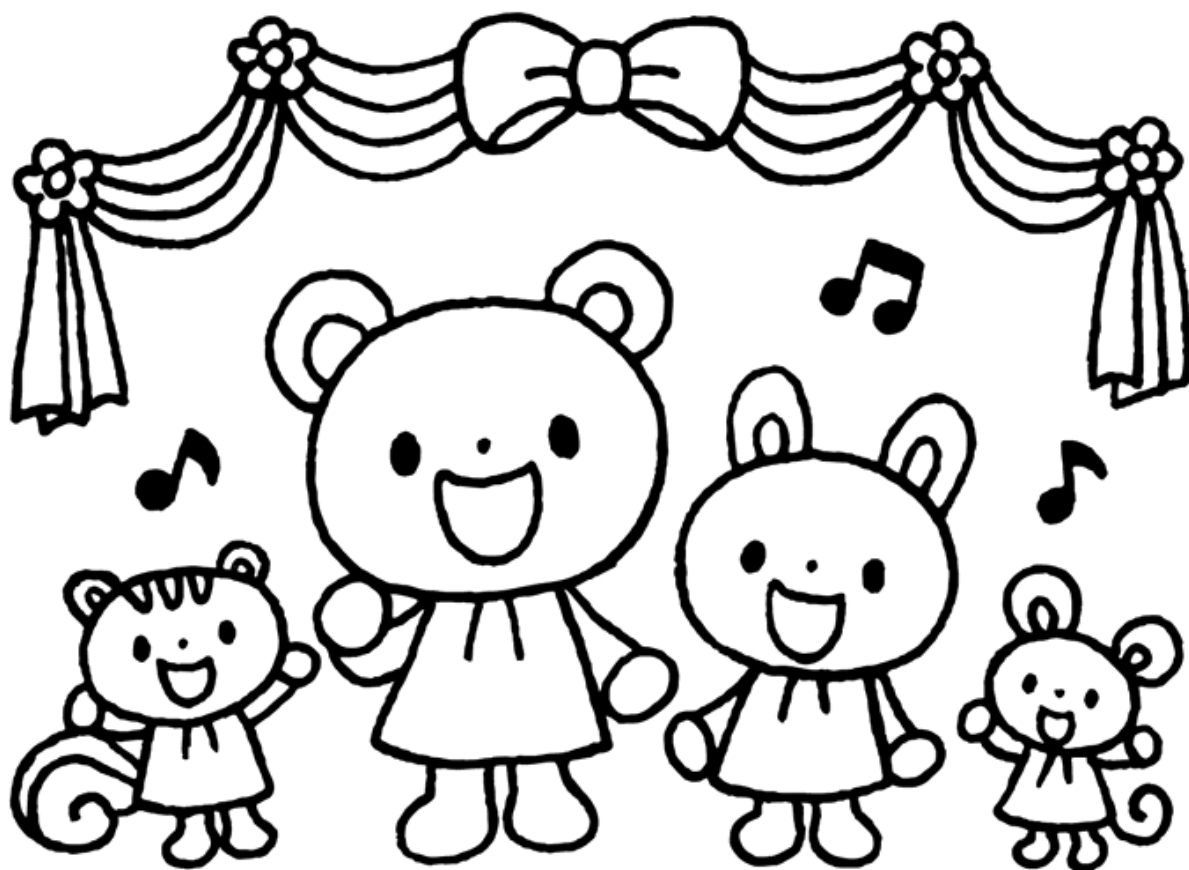


市内認定こども園に通い
預かり保育の利用をお考えの方へ
～保育認定と施設等利用給付認定の違いについて～



小牧市 こども未来部
幼児教育・保育課
電話：0568－76－1130

認定こども園では、幼稚園部分と保育園部分それぞれ、お預かりする時間が異なります。市内認定こども園では、幼稚園部分に通うお子さん向けに、教育時間前後に預かり保育を提供しています。希望があれば利用定員に応じどなたでもご利用できますが、令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化により、一部世帯で保育料(利用料)が無償化されます。

市内在住の方で保育を必要とする世帯の場合、

①保育園部分の2号・3号（保育認定）に変更する

②現在の幼稚園部分の1号（教育標準時間認定）に加え、無償化の2号・3号（施設等利用給付認定）を受ける

の2つの選択肢があります。

大きく異なる点は、「満3歳の認定内容」「申請・認定方法」「保育時間」「保育料（利用料）」の4つです。1つずつ説明します。

Q1.「満3歳の認定内容」はどう違うの？

満3歳とは、4月1日における満年齢が2歳で、年度途中で満3歳に達し入園したお子さんを指します。保育認定・施設等利用給付認定ともに名称は「3号認定」となりますが、内容は大きく異なります。

保育認定

保育認定3号は「保育を必要とする事由に該当するもの」が対象となります。

施設等利用給付認定

施設等利用給付認定3号は「保育を必要とする事由に該当するもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者」が対象となります。

つまり、施設等利用給付認定3号は「保育を必要とする事由」があり、かつ「非課税世帯」の方のみが認定を受けることができます。

※「保育を必要とする事由」の内容については、別冊子「子ども・子育て支援新制度における幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）をご利用の方へ」をご参照ください。

Q2.「申請・認定方法」はどう違うの？

保育認定

保育認定は、申請締め切り日までに申請書類一式を市の幼児教育・保育課に提出、面接を受け、他の新規申請者とともに審査を行います。締め切りは年度始めの4月入園を除き、切り替え月の前月の10日（10日が土日祝の場合は直前の平日）までとなっているため、認定変更の決定までに時間がかかります。

施設等利用給付認定

施設等利用給付認定は、申請書類一式を利用している施設に提出します。定員等はないため、書類や申請内容に不備が無ければ、必ず無償化の対象とすることができます。

Q3.「保育時間」はどう違うの？

保育認定

保育認定は、「短時間」と「標準時間」の認定に分かれます。短時間は8:30～16:30、標準時間は7:30～18:30の間で、保育の必要な時間に応じ認定を受けます。

例えば、保育を必要とする事由が両親ともに就労の家庭の場合、就労時間が9:00～17:00で通勤に30分かかるとすると、8:30～17:30まで標準時間の認定となります。

施設等利用給付認定

施設等利用給付認定は、2・3号の認定を受けると基本の教育時間に加え、預かり保育時間が無償化の対象となります。預かり保育時間は、施設により異なります。

Q4.「保育料（利用料）」はどう違うの？

保育認定

保育認定は、2号（3歳児～5歳児）と3号（0歳児～2歳児）で利用料が異なります。まず保育認定3号は、父母の市町村民税の合計（一部例外有^{※1}）により保育料を算定し、お支払いいただきます^{※2}。

保育認定2号は、認定時間内の利用料については保育認定2号で無料になっているため、施設に支払うのは給食費や日用品費等となります。

※1 一部例外：ひとり親の場合は、父又は母の市町村民税。

父母が祖父母の扶養家族になっている場合や、父母の所得の合計（ひとり親の場合は、父又は母の所得）が60万円未満の場合、同居祖父母の市町村民税額を利用者負担額の算定対象とする。

※2 令和5年4月より、小牧市では市の独自施策として、認可保育施設に通う全ての子どもの保育料を、所得や出生順位に関わらず無償としました。

施設等利用給付認定

施設等利用給付認定は、教育時間内については教育標準時間認定で無料になっているため、預かり保育利用料が無償化の対象となります。利用料は一度施設にお支払いいただき、後日市に請求が必要です。小牧市では、年3回の支払いを予定しており、請求時期に施設を通してご案内しています。

また、預かり保育では「450円×利用日数」を上限とし、実際の利用料と比べていずれか低い額を後日返金します。上限額以上の利用料は保護者負担となるため、長期休暇中等、長時間利用する場合、施設により保護者負担額が増える場合があります。

まとめ

保育認定、施設等利用給付認定ともに、ご家庭によりメリット・デメリットがあります。
ご家庭の状況にあわせて申請してください。詳しい申請内容等は別冊子「子ども・子育て支援新制度における幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)をご利用の方へ」をご参照ください。

	保育園部分	幼稚園部分
認定種別	保育認定（２・３号）	教育標準時間認定（１号） +施設等利用給付認定２・３号
満３歳対象者	「保育を必要とする事由」に該当するもの	「保育を必要とする事由」に該当するもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの
申請・認定方法	申請先 幼児教育・保育課	申請先 利用施設
	認定 新規入園の人を含めて審査する	認定 書類・要件内容に不備が無ければ必ず無償化の対象となる
時間	短時間と標準時間のいずれか 短時間：８：３０～１６：３０ 標準時間：７：３０～１８：３０ ※施設により延長保育あり（別途利用料が必要）	教育標準時間 +預かり保育時間 ※預かり保育時間は施設が定める時間による
保育料(利用料)料金	３号 父母の市町村民税の合計により保育料を算定（令和５年４月より、全ての子どもの保育料無料）	保育料 無料（給食費等は別途支払い）
	２号 保育料無料（給食費等は別途支払い）	預かり保育 月額上限（４５０円×利用日数）と実際の利用料のいずれか低い額
保育料（利用料）支払い方法	支払いなし	保育料 支払いなし
		預かり保育 施設に支払い、後日市に請求

